

石川県公報

令和3年3月9日

第13386号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	5
○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の令和3年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間 (同)	1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	6
公 告		○石川県告示第56号の公布公告 (水産課)	6
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	3	○石川県告示第57号の公布公告 (同)	6

告 示

石川県告示第60号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	令和3年2月1日	令和6年1月31日

石川県告示第61号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市、美川、金沢市、南浦、羽咋、柴垣、高浜、志賀町、福浦港、西海、輪島市、小木、能都及び鶴の浜

石川県告示第62号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びびじょうの各種苗の令和3年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長100mm内外	220,000尾	1尾 40円	令和3年6月1日から 同年7月31日まで	令和3年4月1日から 同年7月31日まで	放流用

全長80mm内外	4,000尾	1尾 80円	令和3年6月1日から 同年7月31日まで	令和3年4月1日から 同年7月31日まで	養殖用
----------	--------	--------	-------------------------	-------------------------	-----

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長50mm内外	200,000尾	1尾 9円	令和3年8月1日から 同年9月30日まで	令和3年4月1日から 同年9月30日まで	放流用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長16~20mm	230,000個	1個 20円	令和3年4月15日から 同年11月30日まで ただし、7月1日から 9月30日までの期間を 除く	令和3年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重7g内外 (殻高30mm内外)	800kg	1kg 4,800円	令和3年4月15日から 同年11月30日まで ただし、7月1日から 9月30日までの期間を 除く	令和3年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

5 あかがい

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長2mm内外	150,000個	1個 1円	令和3年8月1日から 同年9月30日まで	令和3年4月1日から 同年9月30日まで	

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

能登事業所生産分

1 とりがい

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長10mm以上	100,000個	1個 30円	令和3年6月1日から 同年8月31日まで	令和3年4月1日から 同年6月30日まで	養殖用

備考 配布価格は、能登事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重5g内外	1,800kg	1kg 2,900円	令和3年4月1日から 同年7月30日まで	令和3年4月1日から 同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長50mm内外	48,000尾	1尾 8円	令和3年8月1日から 同年11月30日まで	令和3年4月1日から 同年11月15日まで	
成 魚	450kg	1kg 800円	令和3年4月1日から 同年11月30日まで	令和3年4月1日から 同年11月15日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長50mm内外	4,000尾	1尾 18円	令和3年8月1日から 同年9月30日まで	令和3年4月1日から 同年9月15日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	129,000粒	1,000粒 1,800円	令和3年11月1日から 同年12月15日まで	令和3年9月1日から 同年11月15日まで	
体重1.1~1.5g	46,000尾	1尾 12円	令和3年4月1日から 同年5月31日まで	令和3年4月1日から 同年5月15日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重0.2~0.3g	37,000尾	1尾 12円	令和3年7月1日から 同年8月31日まで	令和3年4月1日から 同年7月31日まで	
体重0.3~0.5g	24,000尾	1尾 15円	令和3年8月1日から 同年10月15日まで	令和3年4月1日から 同年9月15日まで	

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長30mm内外	68,200尾	1尾 2円	令和3年7月1日から 同年9月30日まで	令和3年4月1日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	55kg	1kg 2,000円	令和3年4月1日から 同年11月30日まで	令和3年4月1日から 同年11月15日まで	

6 どじょう

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長20mm内外	200,000尾	1尾 3円	令和3年5月16日から 同年8月31日まで	令和3年4月1日から 同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア
七尾市御祓町1番地
ミナ、クル
七尾市神明町1番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 変更(法第6条第2項)
公告日 令和2年10月27日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項等

当市では七尾市一般廃棄物処理基本計画により、循環型社会の拡充を進めています。計画には、行政・市民・事業者の取組が掲げられております。ついては、事業者の取組において特に取り組んで頂きたい事項を記載しました。

ア 生ごみの排出抑制・減量化の推進

(ア) 仕入や販売方法等を見直し、消費期限切れによる商品の廃棄を削減するよう努める。

(イ) 調理方法やメニュー・盛り付けの改善(ハーフサイズでの食品提供等)、利用者に対する「3010運動」の実践や呼び掛け等により、食品ロス等の削減に努める。

イ 事業系ごみの資源化の促進

(ア) 事業者は自ら排出する事業系ごみ(紙類、木くず、食品残渣、かき殻等)の資源化等に取り組むよう努める。もしくは、排出した事業系ごみの資源化等を行うことができる民間処理施設で処理するよう努める。特に、食品リサイクル法の対象となる食品関係事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を向上させるよう努める。

(イ) 食品残渣の堆肥化を行う業者を許可しているので、利用方検討願いたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年3月9日から同年4月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア
七尾市御祓町1番地
ミナ、クル
七尾市神明町1番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 変更(法第6条第1項)
公告日 令和2年10月27日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年3月9日から同年4月9日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール白山

白山市横江町土地区画整理事業施行地区内

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和2年10月30日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・ 番匠町、光野中学校付近を通り店舗へ向かう道路があるが、交通量の増加が懸念されるため対策願う。
- ・ 開店当初の混雑時には駐車場内及び周辺道路の交通に乱れが生じる恐れがあるが、臨機応変な対応を願う。
- ・ いしかわ支え合い駐車場の設置の検討、及び障害のある人が利用しやすいよう十分な台数の確保と環境を整えていただきたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和3年3月9日から同年4月9日まで

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和3年3月10日から同年4月7日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
十郎原地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業計画書の写し	能登町農林水産課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和3年3月10日から同年4月7日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
大箱地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業計画書の写し	能登町農林水産課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和3年3月10日から同年4月7日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
岩坂第2地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	珠洲市産業振興課

石川県告示第56号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第56号

石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年石川県規則第43号）附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同規則附則第2項の規定による廃止前の石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成10年石川県規則第41号。以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定により、次のとおりくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 採捕の停止を命じる理由

旧規則第3条第1項第1号に規定する大型魚の採捕の数量が、同号に規定する県計画において定める大型魚に係る漁船漁業の数量を超えているため。

2 命令の対象者

旧規則第3条第2項に規定する県計画で対象とする漁船漁業を営む者及び遊漁を行う者

3 停止期間

この告示の公表の日の翌日から同日の属する管理期間（旧規則第3条第1項に規定する管理期間をいう。）の末日までの間

石川県告示第57号の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和3年3月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第57号

石川県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年石川県規則第43号）附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされた同規則附則第2項の規定による廃止前の石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成10年石川県規則第41号。以下「旧規則」という。）第3条第3項の規定により、次のとおりくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。

令和3年3月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 採捕の停止を命じる理由

旧規則第3条第1項第2号に規定する大型魚の採捕の数量が、同号に規定する県計画において定める大型魚に係る定置漁業等の数量を超えているため。

2 命令の対象者

旧規則第3条第3項に規定する県計画で対象とする定置漁業等を営む者

3 停止期間

この告示の公表の日の翌日から同日の属する管理期間（旧規則第3条第1項に規定する管理期間をいう。）の末日までの間

